

議案第 19 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の設定について

次のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67
号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 5 日

三朝町長 吉 田 秀 光

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例

（三朝町職員定数条例の一部改正）

第 1 条 三朝町職員定数条例(昭和 28 年三朝町条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
第 1 条 この条例で「職員」とは、町長、議 会、選挙管理委員会、監査委員、農業委 員会、教育委員会の事務部局及び公営企 業に常時勤務する一般職の地方公務員 (臨時の職員を除く。)をいう。	第 1 条 この条例で「職員」とは、町長、議 会、選挙管理委員会、監査委員、農業委 員会、教育委員会の事務部局及び公営企 業に常時勤務する一般職の地方公務員 (<u>教育長及び臨時の職員</u> を除く。)をい う。

(三朝町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)
 第2条 三朝町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和44年三朝町条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>三朝町教育委員会教育長の勤務時間 その他の勤務条件等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、三朝町教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>三朝町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定に基づき</u>、三朝町教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(給与)</u></p> <p>第2条 <u>教育長の給与は、給料及び期末手</u></p>

当とする。

- 2 給料の月額は、621,000 円とする。
- 3 新たに教育長となった者には、その日から給料を支給する。
- 4 教育長がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで給料を支給する。
- 5 前2項の規定により給料を支給する場合（月の初日から支給するとき及び月の末日まで支給するときを除く。）の給料の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。
- 6 期末手当の額は、給料月額 of 100 分の 120 に相当する額に三朝町職員の給与に関する条例（昭和 28 年三朝町条例第 25 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条例第 19 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 147.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 162.5」とする。

（給与の支給）

第 3 条 前条に定めるもののほか、教育長の給料及び手当の支給に関しては、一般職の職員の例による。

（旅費）

第 4 条 教育長の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当の 12 種とし、その額及び支給方法は、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 45 年三朝町条例

<p>(勤務時間その他の勤務条件)</p> <p><u>第2条 略</u></p> <p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p><u>第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会に申し出て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</u></p> <p>(1) <u>研修を受ける場合</u></p> <p>(2) <u>厚生に関する計画の実施に参加する場合</u></p> <p>(3) <u>前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合</u></p>	<p><u>第5号)の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>(勤務時間その他の勤務条件)</p> <p><u>第5条 略</u></p>
--	---

(三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表とし、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬の額	内国旅行の旅費	区分	報酬の額	内国旅行の旅費
監査委員	略	略	監査委員	略	略
教育委員	月額 37,000円		教育委員	委員長 月額 55,000円	

			委員長職務代理者 月額 40,000 円
			委員 月額 37,000 円
略		略	
略	月額 5,000 円	略	月額 5,000 円
三朝町鳥獣被害対策実施隊員	(職務を行う時間が 4 時間以内の場合にあつては 3,000 円)	三朝町鳥獣被害対策実施隊員	(職務を行う時間が 4 時間以内の場合にあつては 3,000 円)
三朝町総合教育会議委員			
略		略	
略		略	
略		略	

(三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 4 条 三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 45 年三朝町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員（以下</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員（以下</p>

「町長等」という。)の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 教育長

別表第1 (第3条関係)

職名	給料月額
略	
副町長	662,000円
教育長	621,000円

別表第2 (第5条関係)

内国旅行の旅費

1 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区分	鉄道賃		船賃	航空賃	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	
	県内	県外					県内	県外		
								甲地方		乙地方
町長等	略									

備考 略

2 略

「町長等」という。)の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(1)及び(2) 略

別表第1 (第3条関係)

職名	給料月額
略	
副町長	662,000円

別表第2 (第5条関係)

内国旅行の旅費

1 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区分	鉄道賃		船賃	航空賃	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	
	県内	県外					県内	県外		
								甲地方		乙地方
町長副町長	略									

備考 略

2 略

第5条 三朝町議会委員会条例（昭和62年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第18条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の<u>教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第18条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の<u>委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）については、その教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までの間、第1条の規定による改正後の三朝町職員定数条例、第2条の規定による改正後の三朝町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例、第3条の規定による改正後の三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、第4条の規定による改正後の三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例及び第5条の規定による改正後の三朝町議会委員会条例の規定は、適用しない。

3 前項の場合においては、第1条の規定による改正前の三朝町職員定数条例、第2条の規定による改正前の三朝町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「旧教育長条例」という。）、第3条の規定による改正前の三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、第4条の規定による改正前の三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例及び第5条の規定による改正前の三朝町議会委員会

条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧教育長条例第1条中「教育公務員特例法」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第8条の規定による改正前の教育公務員特例法」とする。